

青梅税務署から確定申告に関するお知らせ

1. 確定申告は所得税(国税)の申告です

令和5年分の確定申告書の提出と納税の期間は次のとおりです。
所得税・復興特別所得税 期間 2月16日(金)～3月15日(金)
 ※還付申告書は2月15日(木)以前でも提出できます。
贈与税 期間 2月1日(木)～3月15日(金)
個人事業者の消費税および地方消費税 期間 1月4日(木)～4月1日(月)

2. 青梅税務署による申告書作成会場の開設

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土日、祝日を除く)
 ※2月25日(日)は立川税務署で実施
受付時間 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで) ※相談は午前9時開始
入場整理券の配付 混雑回避のために「入場整理券」を配付します。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。なお、入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

オンラインによる入場整理券事前発行 スマートフォンをお持ちの方はLINEアプリで国税庁の公式アカウントを友だち追加してください。右記のQRコードから追加することで、入場整理券の事前発行をお申込みできます。
 ※申告書作成会場は非常に混み合うことから、早期の申告、またはご自宅での申告をお勧めします。



国税庁の公式アカウント▲

3. 税理士会主催 税理士による無料申告相談

期日 2月2日(金)
会場 日の出町役場3階第1・2会議室
対象者 給与・年金・事業・不動産・雑所得がある方。なお、事業・不動産または雑所得がある方は、令和4年分の所得金額が300万円以下の方のみが対象となります。また、土地、建物及び株式などの譲渡所得等(分離課税対象所得)の相談は受けられません。
申込 オンライン、または電話による事前申込が必要です。



▲税理士による無料相談事前申込サイト

・**オンラインによる事前申込**
 1月10日(水)午前9時から「税理士による無料相談事前申込サイト」
https://coubic.com/omezei/booking_pages#pageContent
 ・**電話事前申込** 1月10日(水)から
 事前申込専用番号 03-6745-6346 (受付時間: 平日午前9時～午後4時)
 オペレーターに「青梅税務署」、「日の出町役場の会場及び相談日時」、「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。
 事前申込専用番号以外での電話申込は受付しておりません。

4. キャッシュレス納付について

国税のキャッシュレス納付が利用できます。なお、納付履歴は電子記録により確認できます。
 (確定申告期に便利なキャッシュレス納付手続)
 振替納税、インターネットバンキングを利用した納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付



国税の納付手続についてはこちら

5. 自宅でe-Taxから確定申告しましょう

確定申告はご自宅でスマホによるe-Tax申告がおすすめです!
 「自宅からのe-Tax」5つのメリット
 ①税務署への書類が持参不要
 ②印刷・郵送代が不要
 ③添付書類が不要(一部の書類は除きます。)
 ④24時間いつでも利用可能(確定申告期間のみ)
 ⑤早期還付の実現



▲確定申告書作成コーナーはこちら

問 所得税、確定申告に関すること 青梅税務署 ☎ 0428(22)3185
 自動音声案内で「2」を選択
 町・都民税申告に関すること 税務課住民税係 ☎ 042(588)4105

e-Tax確定申告作成ブースを開設します

インターネットを利用して、パソコン等から確定申告ができます。役場でパソコンを用意します。この機会にご自身で申告をしてみませんか。

期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土日・祝日を除く)
時間 午前9時～12時、午後1時～4時 一人につき1時間です。事前予約は不要ですが、利用の際は税務課住民税係へお声掛けください。
場所 役場1階 多目的室北側
持物 ・申告に必要な書類
 ・マイナンバーカード、又は税務署が発行したID・パスワード
 ・身分証(マイナンバーカードをお持ちでない場合)
 ※マイナンバーカードによる申告の場合、利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書・券面事項入力補助用の3種類のパスワードが必要です。
 ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、税務署で本人確認の後に発行するID・パスワード(「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています)が必要です。
 ※e-Taxによる申告は、所得税の還付手続きが書面申告より早くに行われることや、一部の書類提出が省略できること等のメリットがあります。
 ※町職員による作成支援はありません。マニュアル等をご確認いただきご自身で作成いただきます。



住民税申告・確定申告時の持物

- ・申告書(事前に届いている方)
- ・マイナンバーカード、または通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類(確定申告の場合は写しの提出が必要)
- ・令和5年中の収入を証明するもの(源泉徴収票、収支内訳書等)
- ・前年分の確定申告書の控え
- ・所得税等の還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの

各控除を受ける場合

- ・控除証明書(国民年金保険料、生命保険料、地震保険料)
- ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書(領収書の添付により控除を適用する経過措置は終了しました。領収書はご自宅で5年間の保管義務があります)
- ・社会保険料などの領収書
- ・寄附金証明書
- ・身体障害者手帳や愛の手帳
- ・障害者控除対象者認定書
- ・配偶者の所得が明らかになる資料



スマホ申告講習会開催のお知らせ

税務署に行かず、自宅で手軽に確定申告をすることができるスマホ申告!一度覚えてしまえば手続きは難しくありません。これを機に、是非、スマホの確定申告方法をマスターしてみたいはいかがでしょうか。

スマホで申告をすると次の5つのメリットがあります。
 ①税務署への持参が不要 ②印刷・郵送代金が不要 ③添付書類の提出が不要 ④24時間利用可能 ⑤早期還付講習を通じて、ご自身のスマホで確定申告書の作成・送信まで行ってみましょう。

日時 令和6年1月26日(金)
 ① 午前10時～12時
 ② 午後2時～4時
場所 日の出町役場3階 第1・2会議室
持物 ・ご自身のスマートフォン
 ・マイナンバーカード(お持ちでない方は受講できません)
 ・申告に必要な書類(源泉徴収票や控除の証明書など)
 ・利用者識別番号(16桁)
 ・暗証番号(お持ちでない方は、その場で発行可能。)
 ・マイナンバーカード受領時に設定した3種類のパスワード(利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書、券面事項入力補助用)
対象者 給与所得、年金所得者で医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除のある方。年末調整の終わっていない方や2か所以上から給料をもらっている方など。事業所得、不動産所得や分離所得のある方及び年末調整未済の住宅取得控除がある方は受講できません。
人数 各回20人
予約方法 電話およびオンライン予約
 ① 予約電話番号 ☎042(588)5835
 予約受付期間 1月17日(水)～1月23日(火)
 平日午前9時～12時、午後1時～4時
 ※この期間は役場職員が臨時で行う確定申告相談の予約はできません
 ② ネット予約サイト <https://logofarm.jp/form/xX6z/434806>
 予約開始 1月17日午前9時から 24時間受付可能
 いずれも定員に達し次第受付を終了いたします。



ネット予約サイト▲